



中国の電力需給と電力市場化改革

～電力の商品属性を考慮し、中長期的には電気料金の上昇が見込まれる

リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室

メインピックス 2

中国の電力需給と電力市場化改革～電力の商品属性を考慮し、中長期的には電気料金の上昇が見込まれる..... 2

- 最近、電気価格に関する議論が中国国内で盛んになっている。その発端として、国家発展改革委員会は 6 月 24 日に中国政府網でネットユーザーからの質問に対する返答において、「主要国と比べて、我が国の一般生活用電気料金は比較的安く、工業・商業用電気料金は比較的高い」と述べたうえ、「今後は一般生活用の段階型電気料金制度を推進するほか、電気料金をより発送電コストに相応しくし、電気の商品属性を復活し、希少な資源としての一般生活用電気料金の設定メカニズムを形成する」とした。これに対して複数の市場関係者は、今後、一般生活用電気供給向けの補助金が減額され、同電気料金が値上がる可能性が大きいとみている。それに対して、工業・商業用電気料金は政策的には一般生活用電気料金への補填の縮小により値下がる可能性はあるものの、後述する通り、足元の石炭を始めとする燃料類価格の上昇や、火力発電所の炭素排出権取引市場への強制納入によるコスト増等により、結果としては必ずしも値下がることにはならず、現状維持または小幅に上昇する可能性がある。
- 本稿は、中国の電力市場を中心に、近年推進し続けてきた電力体制改革、足元の電力需給電気料金システムの現状についてレビューする。

君合の中国法コラム 9

第三者による、刑事事件に関わった企業のコンプライアンスに対する評価体制の概要及びその示唆 9

- 2021 年 6 月 3 日に、最高検察庁、司法部、財政部、生態環境部、國務院国有財産監督管理委員会、国家税務総局、国家市場監督総局、中華全国工商業連合会、中国国際貿易促進委員会が共同で『第三者による刑事事件に関わった企業のコンプライアンスに対する評価体制の構築に関する指導意見(試行)』(以下、『指導意見』という)を公布した。本稿では『指導意見』上の第三者によるコンプライアンスに対する評価体制(以下、「第三者体制」という)に関するいくつかのポイントを紹介する。

過去一週間の規制動向 12

- サービス貿易などの対外支払に係る税務備案関連公告に関する補充公告 12
- 越境ビジネスにおける B2B 輸出管理試行を全国区まで広める公告 12

コラム 13

- 最近のホットピックス 13
 - 水素燃料電池自動車が発党 100 周年を彩る@ 北京(7 月 1 日) 13
- 最近開催されたイベント 13
 - 2021 年中国三電技術大会@ 南京(6 月 22-23 日) 13

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 7 月) 14

メインピックス

中国の電力需給と電力市場化改革～電力の商品属性を考慮し、中長期的には電気料金の上昇が見込まれる

最近、電気価格に関する議論が中国国内で盛んになっている。その発端として、国家発展改革委員会が6月24日に中国政府網においてネットユーザーからの質問に対して、「主要国と比べて、我が国の一般生活用電気料金は比較的安く、工業・商業用電気料金は比較的が高い。今後は一般生活用の段階型電気料金制度を推進するほか、電気料金をより発送電コストに相応しくし、電気の商品属性を考慮し、希少な資源としての一般生活用電気料金の設定メカニズムを形成する」と回答した。これに対して複数の市場関係者は、今後、一般生活用電気供給向けの補助金が減額され、同電気料金が値上がる可能性が大きいとみている。それに対して、工業・商業用電気料金は政策的には一般生活用電気料金への補填の縮小により値下がる可能性はあるものの、後述する通り、足元の石炭を始めとする燃料類価格の上昇や、火力発電所の炭素排出権取引市場への強制納入によるコスト増等により、結果としては必ずしも値下がることにはならず、現状維持または小幅に上昇する可能性がある。

本稿は、中国の電力市場を中心に、近年推進し続けてきた電力体制改革、足元の電力需給電気料金システムの現状についてレビューする。

I. 推進し続けてきた電力体制改革

電力業界は国民経済の多くの独占産業の中で、比較的早い段階で体制改革を実施してきた。その目的は2つあり、第一には、電力業界の発展は経済と社会の需要を満たす必要があり、それを実現するためにはまず資金源の問題を解決する必要があること、第二には、電力建設から、生産と消費までの効率を絶えず高め、競争メカニズムを導入することである。改革開放以来の40年余りの期間において、中国では総じて3回の電力体制改革を実施した。1回目は需要サイドを注目し、投資体制をめぐる改革を実施し、2回目と3回目は生産サイドである発送電効率に焦点を置いて、競争市場の設立をめぐる改革を実施した。

1 回目: 投資体制改革(1978-2001年)

改革開放直後の経済成長に伴い、電力需要が急増し、電力需要と供給能力のギャップ、すなわち電源と送電網の不足が電力発展を制約していた。電源不足の背景は、単一型の財政支出による電源投資が不足していたことにある。そのため、1回目の電力体制改革は電力投資体制を改めるものとして、外国資本や国内の民間資本による電源開発を奨励した。その結果、1978年の全国の電力設備容量は5,712万kWのみであったのに対して、2001年末時点では、同33,849万kWに達し、世界2位の発電大国となった。

2 回目: 発電メーカーと送電網の分離(2002-2015年)

1997年頃には、中国経済は長年の高度成長を経て、調整段階に突入した。アジア金融危機に遭遇した中国経済の成長が鈍化し、電力需要も一時的に減少し、全国的に電源装置と発電能力に小幅な余剰が現れた。このような背景の下で、中央政府は3年間の新規電源建設の停止を決定し、また、電力生産の効率を高めるためには、市場メカニズムや先進諸国の電力市場建設の経験を参考にして、国内でも競争力のある電力市場の建設を試みていた¹。その後、電力体制改革が加速し始め、2002年に国務院は「5号文書」を発表し、「発電メーカーと送電網の経営分離、競争性のある価格設定システムを実施する」との原則に従って、旧国家

¹ 一説として、今回の電力体制改革の発端は四川省雅砻江にある二灘水力発電所で発電した電力を全国送電系統に接続することとしている。

電力会社を7つの経営主体に分けて、国家电网、南方电网の2つの送配電会社と華能、大唐、国電、華電、中電投の5つの発電メーカーを新設した。

今回の改革が発足する直後に、中国経済は再び高度成長期に突入し、電力需要が急増した。もともと余裕があった電力需給が、再び急速に逼迫した、2003年から2010年までの間には、電力需給のアンバランス状態が続いていた。一方、この期間において、発電所(電源)の新規建設規模にしても、送電網の新規建設規模にしても、過去数十年間でのピークで、2007年より、発電所の新規生産規模はいずれも8,000万kWを超え、2013年より、中国の発電所の総容量規模は米国を抜いて世界一となった。これに合わせて、送電網の新規建設規模も年々拡大し、2013年より、全国の送電網の総投資規模が発電所総投資規模を上回り、総規模は2011年に米国を抜いて、世界一の送電網システムを構築した。

3回目:送配電と売電の分離(2015年-現在)

国務院は2015年3月、『中共中央国務院の電力体制改革の更なる深化に関する若干の意見』を発表し、3回目の電力体制改革を開始した。今回の改革は上記2回目の継続であり、その目標は発電、送配電、電力取引、消費のすべてのプロセスにおいて独占・寡占の分野を規制し、非独占・寡占分野の対民間資本への開放、競争メカニズムの導入を促進するものである。具体的には、送電網企業の売電専営権を打破すること、民間企業に配送電業務を開放すること、相対的に独立した第三者取引機構の設立を推進すること、最終的に「中間(送配電会社)を管理し、両端(発電メーカーと電力小売業者)を規制緩和する」との体制を形成すること、同時に、增量配電網分野において、社会的資本投資を導入することである。その結果、2017年末時点で、全国の電力取引センターで公示された電力販売会社は3,300社を超え、このうち山東省、広東省、北京市の電力販売会社の数は全国トップレベルにある。

3回目の電力体制改革により、北京市と広東省広州市に2つの全国的な電力取引センターが設立され、その後、省レベルの電力取引センターが35箇所まで増加、競争力のある電力市場が急速に進展した。その結果、電力取引規模は、2017年に1兆6,300億kWhに達し、全社会電力使用量の26%を占め、前年比+45%となった。取引種類も中長期的な契約取引より、現物取引へと徐々に移行している。

II. 足元の電力需給の現状

中国電力企業連合会のデータによれば、2021年5月現在の新規発電量について、単月では6,478億kWh、累計(1-5月)では31,772億kWhと、前年同期比でそれぞれ+9.2%と+16.3%と伸びた。うち、全体の6割程度を占める火力発電は累計では23,417億kWhと、同+17.0%と伸びているものの、風力と太陽光発電の同+33.4%(2,382kWh)と同+21.3%(695kWh)と比べると、なお低い水準に留まっている(図表1)。

図表1 電源別発電量

発電量	2020/5	2021/5	YoY	2020/1-5	2021/1-5	YoY
	億kWh	億kWh	%	億kWh	億kWh	%
火力	4,235	4,507	6.4%	20,010	23,417	17.0%
水力	858	956	11.4%	3,558	3,685	3.6%
風力	396	507	28.0%	1,786	2,382	33.4%
太陽光	133	166	24.8%	573	695	21.3%
原子力	311	343	10.3%	1,398	1,592	13.9%
合計/平均	5,932	6,478	9.2%	27,325	31,772	16.3%
構成比	2020/5	2021/5	YoY変化幅	2020/1-5	2021/1-5	YoY変化幅
	%	%	%	%	%	%
火力	71	70	▲1.8	73	74	0.5
水力	14	15	0.3	13	12	▲1.4
風力	7	8	1.2	7	7	1.0
太陽光	2	3	0.3	2	2	0.1
原子力	5	5	0.1	5	5	▲0.1
合計/平均	100	100	0.0	100	100	0.0

(出所) WIND より MUFG バンク (中国) 作成

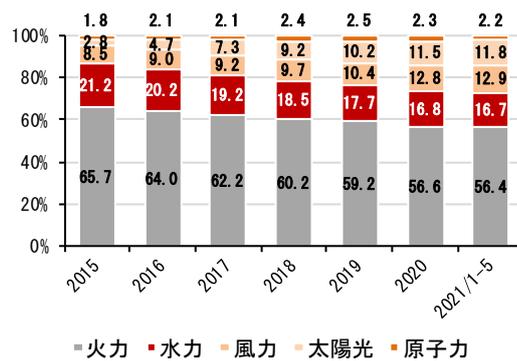
中国政府は2020年9月に二酸化炭素(CO₂)の排出を2030年までにピークアウトを達成し、2060年までに排出と吸収をプラスマイナスゼロにするカーボンニュートラルを実現するいわゆる「3060」目標を発表した。火力発電は電源の中でもCO₂排出量が最も大きく、中国のエネルギーを管轄する国家能源局は、「石炭を始めとする化石燃料の利用削減を推進し、再生可能エネルギーの利用拡大を促進する」と明言しているため、今後同割合の縮小が予想される(図表2)。

地域別では、福建、甘肅、広東、広西、貴州、海南、湖北、湖南、青海、重慶が再生可能エネルギー並びに原子力発電が盛んな地域(非火力発電比率が25%以上)であり、それに対して、天津、北京、安徽、河北、河南、山西、山東、江蘇、内モンゴルなどの地域がなお火力発電に依存している。

需要サイドでは、中国は主要国でいち早く新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し、経済活動の回復を実現した。図表3に示したように、電力需要は昨年3月以降より急速に回復し、1-2月では前年同期比+22.2%まで回復し、足元1-4月では同+19.1%となっているものの、引き続き高い伸びとなっている。分野別では、第1次産業は3,845億kWhで全体に占める割合は15%、第2次産業は17,074億kWhで同66.7%、第3次産業は4,379億kWhで同17.1%、一般生活用は283億kWhで同1.1%となっている。最大シェアを占める第2次産業(66.7%)のうち、工業による電力需要は65.5%、建築業を始めとするその他第2次産業は1.2%となっている。

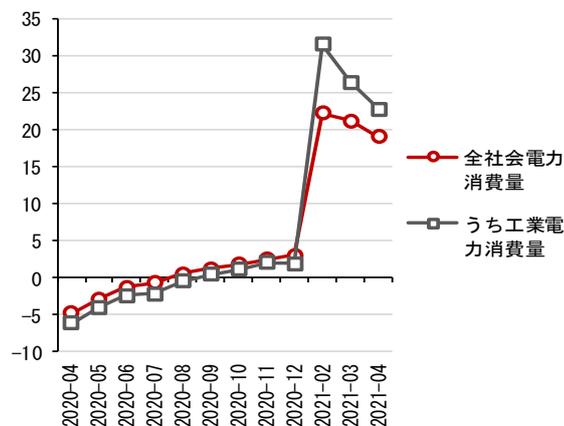
地域別では電力需要の前年同期比が上位5位に入ったのはチベット、湖北、浙江、広東、雲南である一方、下位5位となったのは内モンゴル、吉林、黒竜江、遼寧、甘肅である(図表4)。

図表2 電源別既存発電容量の構成比



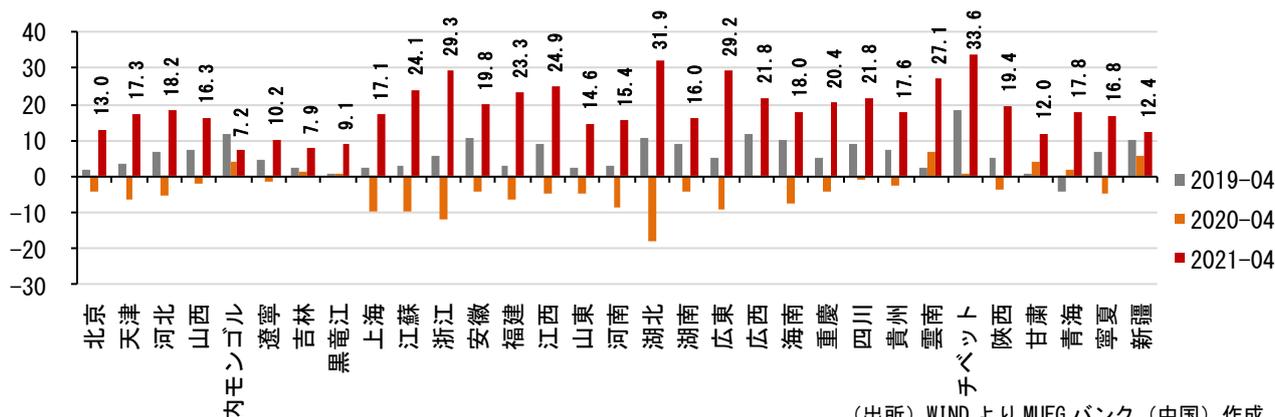
(出所) WIND より MUFG バンク (中国) 作成

図表3 電力需要の動向 (YoY/%)



(出所) WIND より MUFG バンク (中国) 作成

図表4 地域別電力需要の前年同期比(YoY/%)

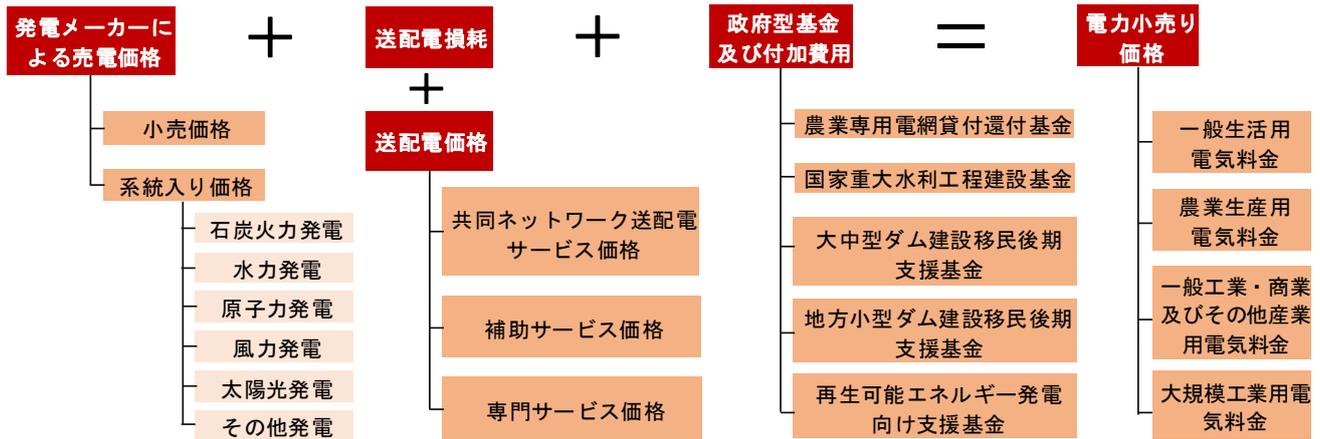


(出所) WIND より MUFG バンク (中国) 作成

Ⅲ. 中国の電気料金

中国の電気料金は基本的には地域により異なっているが、その構成上は図表5に示した通り、発電メーカーによる売電価格(卸売価格)、送配電価格・送配電(損耗)、政府型基金及び付加費用に分けられ、その合計が電力小売価格となる。また、電力小売価格は更に一般生活用、農業生産用、一般工業・商業(以下「一般工商業」と省略)及びその他産業用電気料金、大規模工業用電気料金に分けられる。

図表5 中国の電気料金の内訳



中国では、地域別電気料金は 2018 年以降公表されていない。実際、報道ベースで整理した 2021 年の地域別電気料金は図表 6 の示した通りである。一般工業向け電気販売料金(単一制)において、平均値が 0.5902 元/kWh(1-10kV)と0.5738 元/kWh(35kV 以上)であるが、北京、吉林、黒竜江、湖南、湖北は平均値より高く、青海、雲南、寧夏、山西、河北は平均値より安い。青海、雲南、寧夏は太陽光発電(平均の系統入り価格 0.40-0.55 元/kWh)をはじめとする再生可能エネルギーが豊富な地域であり、また山西と河北は火力発電(同 0.25-0.45 元/kWh)のシェアが高く、これらは電気料金が割安となっている理由とみられる(図表 6-A)。また、一部地域では両部制の電力価格(定額の基本料金+実際の利用料金)も実施しているが、両部制の場合には実際の利用料金の単価が基本的に割高となっている。これは電気利用先の自主的な節電を促す措置とみられる(図表 6-B)。更に、大規模工業用電気料金については、電力負荷の観点からその価格設定が割高となっており、上海、天津、湖南、北京、浙江が割高で、雲南、新疆、青海が割安となっている。その理由については、上述した一般工業向け電気販売料金(単一制)と同様である。

図表6 地域別電気料金

A. 一般工業向け電気販売料金(単一制)

地域	1-10kV	地域	35kV以上
北京	0.7523	北京	0.7373
吉林	0.7072	黒竜江	0.6965
黒竜江	0.7065	吉林	0.6922
湖南	0.6803	湖南	0.6603
湖北	0.6707	湖北	0.6507
浙江	0.6656	浙江	0.6413
天津	0.6586	広西	0.6328
広西	0.6478	重慶	0.6178
江蘇	0.6414	江蘇	0.6164
重慶	0.6378	遼寧	0.6127
遼寧	0.6262	天津	0.6042
江西	0.6161	江西	0.6011
山東	0.6089	山東	0.5951
安徽	0.6048	安徽	0.5898
四川	0.6022	四川	0.5892
甘肅	0.5943	甘肅	0.5843
平均	0.5902	平均	0.5738
福建	0.5759	貴州	0.5625
貴州	0.5706	福建	0.5559
陝西榆林	0.5647	陝西榆林	0.5447
陝西	0.5607	陝西	0.5407
河北	0.5494	河北	0.5394
河北北部	0.5192	河北北部	0.5092
山西	0.5109	山西	0.4959
寧夏	0.4683	寧夏	0.4483
青海100kV未満	0.4254	青海100kV未満	0.4204
雲南	0.4001	雲南	0.3901
		青海100kV以上	0.3644

B. 一般工業向け電気販売料金(両部制)

地域	類型	1kV未満	1-10kV	20kV	35kV	110kV	220kV
北京	単一制	0.7673	0.7523	0.7453	0.7373	0.7223	0.7073
天津	単一制	0.6768	0.6586		0.6042	0.5749	0.5692
河北	単一制	0.5644	0.5494		0.5394	0.5394	0.5394
	両部制		0.5629		0.5479	0.5329	0.5279
河北北部	単一制	0.5342	0.5192		0.5092	0.5092	0.5092
	両部制		0.5333		0.5183	0.5033	0.4983
山東	単一制	0.6226	0.6089		0.5951		
	両部制		0.6062		0.5872	0.5712	0.5422
山西	単一制	0.5309	0.5109	0.5109	0.4959		
上海	単一制	0.5620	0.5380		0.5130	0.4940	0.4940
	両部制	0.5910	0.5670		0.5420	0.5220	0.5220
江蘇	単一制	0.6664	0.6414	0.6314	0.6164		
浙江	単一制	0.6964	0.6656	0.6494	0.6413	0.6413	0.6413
安徽	単一制	0.6198	0.6048		0.5898		
	両部制		0.5996		0.5746	0.5496	0.5246

B. (続) 一般工商業向け電気販売料金 (両部制)

地域	類型	1kV未満	1-10kV	20kV	35kV	110kV	220kV
福建	単一制	0.5959	0.5759		0.5559	0.5359	0.5159
	両部制		0.5732		0.5532	0.5332	0.5132
湖北	単一制	0.6907	0.6707	0.6507	0.6507		
	両部制		0.6067	0.5869	0.5869	0.5688	0.5498
湖南	単一制	0.7003	0.6803		0.6603	0.6403	
江西	単一制	0.6311	0.6161		0.6011		
四川	単一制	0.6152	0.6022		0.5892		
	両部制		0.5402		0.5202	0.4982	0.4752
重慶	単一制	0.6578	0.6378		0.6178	0.6028	
遼寧	単一制	0.6379	0.6262	0.6224	0.6127		
	両部制		0.5196	0.5148	0.5031	0.4883	0.4766
吉林	単一制	0.7222	0.7072		0.6922		
黒竜江	単一制	0.7165	0.7065	0.7045	0.6965	0.6765	
陝西	単一制	0.5807	0.5607	0.5607	0.5407		
陝西榆林	単一制	0.5847	0.5647		0.5447		
甘肅	単一制	0.6043	0.5943		0.5843	0.5843	0.5843
寧夏	単一制	0.4883	0.4683		0.4483		
	両部制		0.3949		0.3799	0.3649	0.3499
青海	100kV以上	0.3744	0.3694		0.3644		
	100kV未満	0.4304	0.4254		0.4204		
広西	単一制	0.6620	0.6478		0.6328	0.6328	0.6328
	両部制		0.6259		0.6011	0.5761	0.5239
雲南	単一制	0.4101	0.4001		0.3901		
貴州	単一制	0.5787	0.5706	0.5665	0.5625		
	両部制		0.5417	0.5317	0.5217	0.4872	0.4826

C. 大規模工業用電気料金

地域	1-10kV	地域	35kV	地域	110kV
上海夏季	0.7160	上海夏季	0.6660	上海夏季	0.6390
上海夏季以外	0.6740	上海夏季以外	0.6240	天津	0.6004
天津	0.6504	天津	0.6204	上海夏季以外	0.5970
湖南	0.6437	湖南	0.6147	北京	0.5946
北京	0.6346	北京	0.6146	湖南	0.5867
浙江	0.6217	浙江	0.5917	江西	0.5793
江西	0.6193	江西	0.5893	浙江	0.5717
江蘇	0.6068	江蘇	0.5818	黒竜江	0.5608
重慶	0.6036	重慶	0.5730	江蘇	0.5568
吉林	0.5866	吉林	0.5716	吉林	0.5566
黒竜江	0.5858	黒竜江	0.5708	重慶	0.5530
陝西	0.5072	陝西	0.4872	陝西	0.4672
山西	0.5030	山西	0.4730	山西	0.4480
陝西榆林	0.4462	陝西榆林	0.4262	陝西榆林	0.4062
雲南	0.4352	雲南	0.4122	雲南	0.3676
新疆	0.3780	新疆	0.3560	青海	0.3382
青海	0.3582	青海	0.3482	新疆	0.3360
地域	220kV	地域	330kV		
上海夏季	0.6390	上海夏季	0.6390		
上海夏季以外	0.5970	上海夏季以外	0.5970		
天津	0.5855	天津	0.5855		
北京	0.5746	湖南	0.5627		
湖南	0.5627	浙江	0.5547		
浙江	0.5547	吉林	0.5416		
黒竜江	0.5508	重慶	0.5380		
吉林	0.5416	江蘇	0.5318		
重慶	0.5380	陝西	0.4622		
江蘇	0.5318	山西	0.4280		
陝西	0.4622	陝西榆林	0.4062		
山西	0.4280	雲南	0.3496		
陝西榆林	0.4062	青海	0.3282		
雲南	0.3496	新疆	0.3100		
青海	0.3382				
新疆	0.3100				

(出所) 各種報道より MUFG バンク (中国) 作成

IV. まとめ

本稿は、中国の電力体制改革、電力需給の状況並びに電気料金システムの面から中国の電力事情についてレビューした。改革開放以来継続されてきた電力体制改革は、最初段階の投資主体の多元化より開始され、近年には発電・送配電の分離、電力販売システムの改革へ方向転換もあったが、電力分野での独占・寡占を縮小し、市場メカニズムを導入する既存目標は引き続き堅持されている。とりわけ 3 回目の改革では、地域電力取引市場の設立が中国の電力自由化において大きな出来事であり、今後、取引規模の拡大につれて、市場メカニズムの浸透による競争の拡大、並びにその競争拡大による発電・送配電企業経営の効率化が図られ、最終的には、エンドユーザーまでの電気料金の低下が期待される。実際、中小企業向けのコロナ対策の一つとして、中国政府は電気料金の値下げを各電力関連企業に対して要求しており、今後、景気の回復状況にもよるが、一般工商業用電気料金や大規模工業用電気料金が大幅に上昇する可能性は低いとみられ、現状維持や小幅に上昇する可能性は依然残されている。

一方で、中国政府は昨年 9 月に「2030 年までに二酸化炭素排出のピークアウトを達成し、2060 年までに同排出と吸収をプラスマイナスゼロにするカーボンニュートラルを実現する」と宣言したことを受けて、中国の電源構造は今後大きく変化するとみられる。上述した通り、中国は現状、6 割の電力は石炭をはじめとする火力発電でまかなわれており、今後は火力発電の縮小と再生可能エネルギーや原子力発電の拡大が見込まれる。火力発電は比較的安価であり、かつ安定性の面でも再生可能エネルギーより優れていることから、今後は発電コストの上昇と、再生可能エネルギーを安定化させる技術の導入(発電した電力を水素にチェンジすることなど)によるコスト上昇が考えられ、これらは結果的に電気料金の上昇を促す要因ともなり得るため、今後、如何にコスト上昇と(エンドユーザー側の)電気料金の低減または現状維持を両立できるかが制度設計者並びに電力関連企業に問われる。

中国では足元、広東省や湖南省や北京市等、複数の地域が計画停電の通知が出されており、電力需要の多い地域ほど、その需給ギャップも大きく、結果として域内の工業生産や経済成長に悪影響を及ぼすことになる。加えて最近一部の地方政府がカーボンニュートラルの実現目標を発表し、今後該当地域での電力市場の調整や改革を加速する可能性がある。引き続き関連動向について注目して頂きたい。

MUFG バンク(中国) リサーチ & アドバイザリー部
中国調査室 李 博

付表1 地域別電源別発電の動向

地域	電源	2018	2019	2020	合計	地域	電源	2018	2019	2020	合計
安徽	火力発電	95.0%	95.2%	94.2%	95.2%	遼寧	火力発電	74.3%	73.8%	73.0%	75.8%
	太陽光発電	1.9%	2.2%	2.5%	1.7%		原子力発電	15.9%	16.4%	15.9%	14.7%
	風力発電	1.7%	1.5%	1.8%	1.6%		風力発電	8.0%	7.7%	8.2%	7.6%
	水力発電	1.3%	1.1%	1.5%	1.5%		水力発電	1.5%	1.4%	1.6%	1.4%
	合計	3.9%	3.9%	3.6%	3.8%		太陽光発電	0.3%	0.7%	1.2%	0.5%
北京	火力発電	96.7%	97.5%	97.2%	96.8%	合計	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	
	水力発電	2.2%	2.3%	2.5%	2.5%	内モンゴル	火力発電	85.7%	85.5%	84.9%	85.9%
	風力発電	0.8%	0.0%	0.0%	0.5%		風力発電	11.8%	11.5%	11.9%	11.5%
	太陽光発電	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%		太陽光発電	1.8%	2.1%	2.3%	1.9%
	合計	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%		水力発電	0.7%	0.9%	0.8%	0.7%
福建	火力発電	59.0%	58.4%	61.5%	57.1%		合計	7.1%	7.5%	7.6%	7.1%
	原子力発電	27.3%	25.8%	25.7%	25.8%	寧夏	火力発電	82.7%	83.4%	83.8%	83.5%
	水力発電	10.8%	12.3%	8.2%	13.7%		風力発電	11.2%	10.2%	9.5%	10.4%
	風力発電	2.8%	3.3%	4.4%	3.3%		太陽光発電	4.8%	5.1%	5.4%	4.8%
	太陽光発電	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%		水力発電	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%
合計	3.5%	3.4%	3.4%	3.3%	合計		2.2%	2.4%	2.5%	2.2%	
甘肅	火力発電	54.4%	53.1%	54.6%	56.0%	青海	火力発電	17.2%	13.5%	12.1%	18.0%
	水力発電	24.4%	25.5%	23.7%	23.9%		水力発電	66.7%	65.8%	66.7%	62.8%
	風力発電	15.8%	15.3%	15.1%	14.7%		太陽光発電	13.2%	14.2%	14.0%	14.7%
	太陽光発電	5.3%	6.1%	6.6%	5.4%		風力発電	3.0%	6.5%	7.2%	4.5%
	合計	2.1%	2.1%	2.2%	2.1%		合計	1.1%	1.1%	1.2%	1.0%
広東	火力発電	74.6%	70.8%	71.4%	72.6%	山東	火力発電	95.7%	92.5%	91.9%	94.8%
	原子力発電	20.4%	23.3%	23.2%	20.5%		風力発電	3.0%	2.9%	3.5%	2.8%
	水力発電	3.4%	3.9%	3.1%	5.2%		原子力発電	0.7%	3.7%	3.5%	1.6%
	風力発電	1.3%	1.5%	1.8%	1.4%		太陽光発電	0.5%	0.8%	1.0%	0.6%
	太陽光発電	0.3%	0.5%	0.6%	0.3%		水力発電	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
合計	6.4%	6.6%	6.8%	6.8%	合計	8.3%	7.8%	7.4%	8.0%		
広西	火力発電	51.9%	56.5%	56.3%	52.0%	山西	火力発電	91.6%	90.5%	89.7%	91.7%
	水力発電	35.4%	30.4%	29.4%	35.5%		風力発電	5.8%	5.8%	6.4%	5.5%
	原子力発電	10.1%	9.6%	8.9%	9.2%		太陽光発電	1.3%	2.0%	2.6%	1.5%
	風力発電	2.4%	3.1%	4.8%	2.8%		水力発電	1.3%	1.7%	1.3%	1.4%
	太陽光発電	0.2%	0.4%	0.5%	0.3%		合計	4.5%	4.5%	4.5%	4.4%
合計	2.3%	2.5%	2.5%	2.3%	陝西	火力発電	87.9%	87.8%	88.2%	88.7%	
貴州	火力発電	62.6%	63.6%	61.1%		61.1%	水力発電	6.5%	6.5%	5.3%	6.2%
	水力発電	33.3%	32.0%	32.7%		34.0%	風力発電	3.4%	3.3%	3.6%	3.0%
	風力発電	3.4%	3.6%	4.4%		3.5%	太陽光発電	2.2%	2.4%	3.0%	2.0%
	太陽光発電	0.7%	0.8%	1.8%		0.8%	合計	2.6%	3.0%	3.1%	2.9%
	合計	2.9%	2.9%	2.9%	3.0%	上海	火力発電	98.6%	98.8%	98.1%	98.8%
海南	火力発電	69.6%	66.2%	66.1%	68.5%		風力発電	1.3%	1.1%	1.8%	1.2%
	原子力発電	25.6%	30.7%	30.4%	27.2%		太陽光発電	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	水力発電	3.4%	1.8%	1.7%	2.6%		合計	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%
	風力発電	1.4%	1.3%	1.8%	1.6%		四川	水力発電	85.2%	83.8%	84.1%
	合計	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	火力発電		12.8%	13.7%	13.2%	12.8%
河北	火力発電	89.3%	88.4%	86.1%	88.6%	風力発電		1.5%	2.0%	2.1%	1.5%
	風力発電	8.6%	8.9%	10.7%	9.1%	太陽光発電		0.4%	0.5%	0.6%	0.4%
	太陽光発電	1.9%	2.5%	3.1%	2.0%	合計		5.2%	5.1%	5.4%	5.3%
	水力発電	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	天津	火力発電	99.0%	98.4%	98.0%	98.7%
	合計	4.5%	4.4%	4.3%	4.4%		風力発電	0.9%	1.2%	1.5%	1.1%
河南	火力発電	92.9%	91.5%	90.3%	93.1%		太陽光発電	0.1%	0.4%	0.5%	0.2%
	水力発電	4.7%	5.1%	4.9%	4.3%		水力発電	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	風力発電	1.3%	1.8%	3.2%	1.6%		合計	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	太陽光発電	1.1%	1.6%	1.7%	1.0%	チベット	火力発電	3.7%	5.5%	5.9%	4.5%
	合計	4.3%	3.9%	3.7%	4.1%		水力発電	90.2%	86.6%	83.5%	87.8%
黒竜江	火力発電	86.7%	86.2%	85.1%	87.0%		太陽光発電	6.1%	7.9%	10.5%	7.7%
	風力発電	10.9%	11.1%	11.2%	10.4%		合計	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	水力発電	2.3%	2.0%	2.3%	2.1%		新疆	火力発電	80.0%	79.2%	80.8%
	太陽光発電	0.1%	0.6%	1.4%	0.5%	風力発電		10.4%	11.0%	10.5%	9.7%
	合計	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	水力発電		6.9%	7.0%	5.6%	6.7%
湖北	火力発電	44.6%	50.6%	41.8%	44.1%	太陽光発電		2.7%	2.8%	3.1%	2.7%
	水力発電	52.3%	45.9%	54.2%	53.1%	合計		4.6%	5.0%	5.4%	4.9%
	風力発電	2.0%	2.0%	2.5%	1.9%	雲南	火力発電	9.6%	9.5%	11.9%	9.9%
	太陽光発電	1.2%	1.4%	1.5%	0.9%		水力発電	82.4%	82.0%	80.1%	82.1%
	合計	4.1%	4.1%	3.9%	4.0%		風力発電	7.3%	7.5%	7.2%	7.1%
湖南	火力発電	64.3%	60.0%	56.9%	59.2%		太陽光発電	0.8%	1.0%	0.9%	0.8%
	水力発電	31.6%	35.1%	36.0%	36.3%		合計	4.4%	4.6%	4.7%	4.4%
	風力発電	3.6%	4.3%	6.3%	4.0%	浙江	火力発電	77.1%	74.4%	72.1%	75.7%
	太陽光発電	0.5%	0.6%	0.8%	0.5%		原子力発電	17.5%	18.8%	21.2%	17.9%
	合計	2.1%	2.1%	2.0%	2.1%		水力発電	3.9%	4.8%	4.5%	4.8%
吉林	火力発電	81.6%	82.5%	79.4%	80.4%		太陽光発電	0.8%	1.2%	1.3%	0.8%
	風力発電	10.3%	10.5%	10.3%	10.6%		風力発電	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%
	水力発電	7.1%	5.7%	7.8%	7.9%	合計	4.9%	4.7%	4.5%	4.9%	
	太陽光発電	1.0%	1.3%	2.5%	1.1%	重慶	火力発電	71.3%	72.5%	69.1%	69.6%
	合計	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%		水力発電	27.7%	26.0%	28.8%	29.1%
江蘇	火力発電	90.8%	88.5%	87.0%	90.6%		風力発電	1.0%	1.1%	1.7%	1.1%
	原子力発電	4.9%	6.6%	7.0%	5.1%		太陽光発電	0.1%	0.4%	0.5%	0.2%
	風力発電	2.7%	3.2%	4.1%	2.8%		合計	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%
	太陽光発電	0.9%	1.2%	1.3%	0.9%	全国合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	水力発電	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%						

(出所) Wind より MUFG バンク (中国) 作成

君合の中国法コラム

第三者による、刑事事件に関わった企業のコンプライアンスに対する評価体制の概要及びその示唆

2021年6月3日に、最高検察庁、司法部、財政部、生態環境部、國務院国有財産監督管理委員会、国家税務総局、国家市場監督総局、中華全国工商業連合会、中国国際貿易促進委員会が共同で『第三者による刑事事件に関わった企業のコンプライアンスに対する評価体制の構築に関する指導意見(試行)』(以下、『指導意見』という)を公布した。本稿では『指導意見』上の第三者によるコンプライアンスに対する評価体制(以下、「第三者体制」という)に関するいくつかのポイントを紹介する。

I. 第三者によるコンプライアンスに対する評価体制の適用範囲は会社、企業等の経済主体が生産・経営活動を行うにあたって関わった経済犯罪、職務犯罪等の案件である。

近年、中国の社会、経済及び法律の発展により、刑事法分野におけるコンプライアンスの整備は企業にとって回避できない重要課題となり、企業及び社会からの関心及び注目が集められている。弊職らの業務経験からすれば、近年、企業から、商業賄賂に関わったと疑われるために政府に調査され、又は高級管理者が職務上の横領罪を犯したという疑惑があるために通報されたといった内容の相談又は調査の依頼が急増している。

今回の『指導意見』では、上述の評価体制の適用範囲が「会社、企業等の経済主体が生産・経営活動を行うにあたって関わった経済犯罪、職務犯罪等の案件である。具体的に言えば、会社、企業等が実施する法人犯罪の他、会社あるいは企業の実質的支配者、経営管理者、主要な技術職員等が実施する生産経営活動と密接な関係のある犯罪も含む」と定めている。また、『指導意見』、『中華人民共和国刑法』及び関連司法解釈により、上記にいう「生産経営活動と密接な関係のある犯罪」には主に企業等の経済主体の生産経営活動に関連する経済犯罪、職務犯罪等を指すとしている。具体的に言えば、生産責任類型の犯罪、密輸類型の犯罪、商業賄賂類型の犯罪、金融管理秩序を破壊する類型の犯罪、税金の徴収・管理に危害を及ぼす類型の犯罪、知的財産権侵害類型の犯罪、市場秩序を乱す類型の犯罪、環境資源保護類型の犯罪等が含まれる。以上の類型の犯罪に関係する企業の生産経営活動の部分について、コンプライアンス上のリスクの判明及びその予防に重点を置く必要がある。

II. 「第三者体制」の実施により、事件に関わった企業に対する「コンプライアンス上問題なしかつ不起訴」という決定の具体的な進め方が制度化された。

実務上、裁判所に法人犯罪を犯したと判断された場合、企業は高額な罰金、関連責任者に対する責任追及、更に、商業信用の低下、経営資格の失格等挽回できない損失に直面するおそれがある。政治効果、法律効果及び社会効果の統一化及び最大化を実現するために、司法機関がどのように犯罪に関わった企業を適切に干渉し、処理すべきかという問題に関する議論は広い範囲にわたって行われている。それがきっかけで、検察部門は事件の処理にあたって、「コンプライアンス上問題なしかつ不起訴」という措置を試行し始めた。例えば、2020年3月、最高検察庁は、法に違反し犯罪を犯したにもかかわらず、逮捕せず、または起訴せず、または刑罰を科さなかった企業について、このような企業のコンプライアンスに対する監督を試行した。第一回の試行は上海市の浦東新区及び金山区、広東省深圳市の南山区及び宝安区、江蘇省張家港市、山東省郟城県における六ヶ所の基層検察庁において行われていた。さらに、2020年4月8日に、最高検察庁が「企業コンプライアンスの改革の試行に関する方案の推進について」(以下、「試行方案」という)を公布し、北京、上海、広東等の10省または直轄市において第二回の企業コンプライアンスの改革の試行を行い、試行の地域範囲をさらに広げた。

今回の『指導意見』では、人民検察庁が企業犯罪に関する案件を処理するにあたって、事件に関わった企

業コンプライアンス監督を適用する条件を満たす場合、第三者監督評価体制管理委員会(以下、「第三者体制管委會」という)が第三者監督評価組織(以下、「第三者組織」という)を選任し、後者により、事件に関わった企業のコンプライアンス承諾について調査、評価、監督及び考察を行う。考察した結果は人民検察庁が法により案件を処理する際の重要な参考となると定めている。また、第三者体制管委會は最高検察庁、國務院資産監督管理委員會、財政部等9つの組織により構成される。第三者組織の構成員の選任基準に関する定めがないが、『指導意見』からすれば、弁護士等の仲介組織人員が構成員を担任することも可能である。

Ⅲ. 第三者体制の業務流れ及び企業運営に対する示唆

『指導意見』の内容により、第三者体制の業務流れは主に次の通りである。

かかる法人犯罪が以下の要件を満たしていることを確認する。

- ① 事件に関わった企業・個人が罪及び刑罰を認めた。
- ② 事件に関わった企業が正常な生産経営活動を行うことができ、企業コンプライアンスに関する制度を構築又は健全化することを承諾し、第三者体制を使用する基本的な条件が揃っている。



事件に関わった企業、個人及びその弁護士、訴訟代理人、又はその他の組織、人員が申請した場合、人民検察庁はその申請を受理し審査する。第三者体制の適用要件を満たす場合、人民検察庁は現地の第三者体制管委會に対し、第三者体制を使用するよう請求する。そして、第三者体制管委會が専門家名簿から構成員を無作為で選出し、選出の結果を社会に開示



第三者体制が発動された後、第三者組織は事件に関わった企業に対し、特定項目又は多項目のコンプライアンス計画の提出を要請する。その計画には、犯罪と緊密な関係があるという問題、その問題に対応するためのコンプライアンス管理規則を制定し、有効なコンプライアンス組織を構築するという内容が含まれる。そして、第三者組織はコンプライアンス契約の実行性、有効性及び包括性について審査し、修正意見を提出する。それと同時に、第三者組織は状況によりコンプライアンス考察期間を定め、定期的または不定期的にコンプライアンス計画の履行状況について審査・評価し、案件を処理する人民検察庁に報告する。



コンプライアンス考察期間が満了した後、第三者組織はコンプライアンス計画の遂行状況について審査・評価し、報告書を作成して第三者体制管委會及び案件を処理する人民検察庁に提出する。人民検察庁は以上の報告書、事件に関わった企業のコンプライアンス計画、定期報告書等の材料を審査する。これらの資料は検察庁が法により逮捕を許可するかしないか、起訴するかしないか、強制措置を取るか取らないかといった決定を行う際に、または刑罰意見書、検察意見書を作成する際に、重要な参考資料となる。

以上をまとめると、今回の『指導意見』では企業のコンプライアンス状況に対して更に高い要請を提出している一方、刑事事件に関わった企業に自身の行為を改正する機会も与えている。『指導意見』により、事件に関わった企業が各プロセスにおいてコミュニケーション、協議、申請及び救済を求める機会が与えられる。第三者体制を発動することにより企業が刑事事件に巻き込まれる際に、最大限刑事処分を受けるリスクを回避することに一定の効果があると思われる。

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所、国際法律連盟 (ILASA) より数年連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て 2015 年 5 月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&A の分野に強い。



過去一週間の規制動向

I. サービス貿易などの対外支払に係る税務備案関連公告に関する補充公告

番号: 国家税務総局 国家外貨管理局公告 2021 年第 19 号

発表日: 2021 年 7 月 2 日

施行日: 2021 年 7 月 2 日

概要: 市場化/法治化/グローバル化の経営環境を整え、貿易投資の自由化と利便化を推進するため、当局よりいくつかの利便化措置が打ち出された。主な変更点は下記の通り。

1. 同一契約で複数回のサービス貿易対外送金を行う場合、初回のみ備案で可
2. 外国投資者が域内直接投資で得た合法的な所得により域内再投資を行う場合、税務備案は不要
3. オンライン電子税務局の申請ルートを新設し、税務局現場での窓口申請形式も同時に残す

II. 越境ビジネスにおける B2B 輸出管理試行を全国へ拡大することに関する公告

番号: 税関総署公告 2021 年第 47 号

発表日: 2021 年 6 月 22 日

施行日: 2021 年 7 月 1 日

概要: 中国企業の国際市場開拓を後押しするため、今まで一部エリアで展開した越境 EC における B2B 輸出管理試行策を全国まで拡大していく。

以下は当局からの公式解説。

1. 越境 EC における B2B 輸出の定義

国内企業が国際物流を通じて、商品を海外企業または海外倉庫に運び、越境 EC プラットフォームで商品を販売する貿易形態を指す。越境 EC 企業、越境 EC プラットフォーム企業と物流企業が対象となる

2. 越境 EC における B2B 輸出の種類

以下 2 種類あり。

- ① 域内企業から越境 EC プラットフォーム経由で、域外企業に直接輸出する
- ② 域内企業から先に海外倉庫に輸出し、その後また越境 EC プラットフォーム経由で域外企業に販売する

3. 参加条件

所在地にある税関で登録すること

4. 通関利便化措置

税関申告書と申請商品リストのペーパーレス化、通関申告手続きの簡素化、全国通関の一体化

コラム

1 ～最近のホットピックス

水素燃料電池自動車は建党 100 周年を彩る @北京(7 月 1 日)

中国共産党創立 100 周年という節目にあたって、億華通の水素燃料電池システムを搭載した 40 台の観光バスが祝賀イベントの参加者たちに交通サービスを提供し、カーボンニュートラル実現の近い将来を語ってくれた。グリーンエネルギーとして最も期待されている「次世代エネルギー」の水素への関心は高い。

「省エネルギーと新エネルギー自動車技術ロードマップ 2.0」によれば、2030 年までに中国全土の水素燃料電池自動車の保有数は 100 万台、水素の需要量は 3,000 万トンになると予測されている。そうなった場合、約 4.6 億トンの温室ガス排出量を削減できるものと考えられる。近年、水素燃料電池エンジンは 30kW から 120kW まで進化しており、近距離バスだけでなく、物流トラック、長距離観光バスや中型・重型トラックまで対象車両が拡大してきている。

(※)カーボンニュートラルや水素に関して、更なる情報が必要な場合には、弊行営業担当にご連絡いただけますと幸いです。

2 ～最近開催されたイベント

2021 年中国三電技術大会 @南京(6 月 22-23 日)

盖世汽車(Gasgoo)主催の中国三電技術大会が南京で開催された。テーマは「2021 中国次世代自動車の質の高発展、新エネルギー車の三電先進技術」。中国自動車工業協会、中国動力電池産業聯盟、比亞迪電池、北京新能源、藍谷智慧、上海汽車投資、精進電動などの専門家が新エネルギー車の三電システム(※)の中長期技術発展のトレンド、政策、標準、サプライチェーン、コスト、材料体系、電池技術、熱管理、セキュリティー技術、モーター、スマート製造などのホットな話題に対する説明、意見交換が行われた。

(※)三電システムとは、電池、モーター、モーター制御装置を指す。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 7 月)

■ MUFG BK 中国月報 第 185 号(2021 年 7 月)

2021 年第 1 四半期の中国経済と慎重に進められる債務処理

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/121070101.pdf>

トランザクションバンキング部

■ ニュースフォーカス 2021 年第 5 号

広東省「第 14 次五カ年計画及び 2035 年までの長期目標綱要案」を公表

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1348_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性がります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214